

外国税額の控除に関する明細書

事業年度		法人名			
区 分				国外所得対応分	①のうち非課税所得分
				①	②
				円	円
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「26」)	1	円		国外の当期利益又は当期欠損の額	22
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「9」又は別表一(三)「4」)	2			納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「10」)	23
当期の所得金額	3			交際費等の損金不算入額	24
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「2の計」)	4			貸倒引当金の戻入額	25
分割前事業年度等の欠損金の損金算入額	5			連結法人間取引の損益の加算調整額	26
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(四)「6」)	6				27
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(四)「9」)	7				28
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8				29
国外所得の金額 (48) (マイナスの場合は0)	9				30
当期の国外所得金額の限度額の計算	10				31
(8) × 90%	10				32
(8) × $\frac{\text{国外使用人の数(人)}}{\text{使用人の総数(人)}}$	11			小 計	34
適用がある場合の特例の 限度額の計算 (別表六(二)の二)「10」- 「13」-「15」-「17」)	12			貸倒引当金の繰入額	35
(8) - (12)	13			連結法人間取引の損益の減算調整額	36
(8) - (13) × $\frac{(8) \times 10\%}{(12)}$	14				37
(10)、(11)又は(14)のうち多い金額	15				38
国外所得金額 (9)と(15)のうち少ない金額	16				39
国税の控除限度額 (2) × $\frac{(16)}{(8)}$ と(2)のうち少ない金額	17				40
当期に控除できる金額 (1)と(17)のうち少ない金額	18				41
当期に控除できる金額 (別表六(三)「29の②」)	19				42
当期に控除できる金額 (別表六(三)「33の②」)	20				43
当期に控除できる金額 (18)+(19)+(20)	21				44
				仮 計 (22)+(34)-(45)	46
				非課税国外所得の控除額 (46の②) × $\frac{2}{3}$	47
				国外所得の金額 (46) - (47)	48

御注意

平成20年4月1日前に開始した事業年度については、平成20年改正前の法人税法施行規則別表六(二)(旧別表六(二))を御使用ください。

別表六(二) 平二十・四・一以後開始事業年度分

別表六（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第69条（外国税額の控除）又は措置法第66条の7（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第66条の9の7（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合、控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第29条の3各号（外国税額控除を受けるための書類）に定める書類又は租税条約実施特例法施行省令第10条第1項（みなし外国税額の控除の申告手続）に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付してください。
- 2 当期において法第64条の4第1項から第3項まで（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額又は欠損金額3」の欄には、これらの規定の適用をしないで計算した所得金額又は欠損金額を記載します。
- 3 「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額5」の欄は、令第112条第13項（分割前事業年度等の欠損金の損金算入）の規定の適用を受ける場合において、同項の規定により損金の額に算入する金額を記載します。
- 4 「当期の国税の控除限度額の計算」のうち、「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄は、令第142条の2（控除限度額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合（「納付した控除対象外国法人税額12」の金額が「計8」の金額の100分の50を超える場合）に記載します。
- 5 「当期の国外所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「国外の当期利益又は当期欠損の額22」には、法人が当期の所得金額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの表に添付してください。
 - (2) 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外の当期利益又は当期欠損の額22」に記載された金額が令第142条第3項本文（国外所得の金額）に規定する国外所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の記載に準じて記載します。

なお、ここにいう国外所得の金額とは、外国に源泉がある所得（以下「国外源泉所得」といいます。）を他の所得と区分して、その国外源泉所得に係る所得のみについて法人税を課するものとした場合の当期の所得金額をいいますが、その計算に当たっては、次の点に御注意ください。

イ 法第69条第8項（外国子会社から受ける配当等に係る外国法人税額の控除）に定める外国子会社から受ける配当は、その受ける日の属する事業年度の国外源泉所得に含め、また、同項の規定により納付する控除対象外国法人税額とみなされる金額は、令第148条第1項各号（外国子会社の配当等に係る外国法人税額の納付事業年度等）の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる事業年度における国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

また、令第150条の2第3項（外国子会社に係る外国法人税額が減額された場合の損金算入）の規定により損金の額に算入する金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

ロ 措置法第66条の6第1項（内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）の規定により益金の額に算入された金額（特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合は、益金の額に算入された金額の3分の1）及び措置法第66条の7第1項の規定により内国法人が納付する控除対象外国法人税額とみなされる金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

ハ 措置法第66条の8第1項（特定外国子会社等に係る課税済配当等の額の計算）の規定により損金の額に算入された金額（特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合で、タックス・ヘイブン税制の適用を受けて益金の額に算入された課税済留保金額が同項の規定により損金の額に算入されたときは、損金の額に算入された金額の3分の1）並びに措置法令第39条の18第10項（特定外国子会社等に係る控除対象外国法人税額の損金算入）及び措置法令第39条の18第14項（特定外国子会社等に係る外国法人税額が減額された場合の損金算入）の規定により損金の額に算入する金額は、その事業年度における国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

(3) 「①のうち非課税所得分 ②」の各欄は、令第142条第3項（控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。